

# 市町村税滞納ぼく滅月間2010

あなたの納税が未来をつくる、

## ◆全県下一斉の取り組み

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月

～5月を「市町村税滞納ぼく滅月間2010」として、

栃木県との協働により、全

県下一斉に徴収の強化に取

り組みます。

## ◆一人ひとりが町を支える

平成19年度から三井一体

の改革により国からの補助

金や負担金は削減され、そ

の分が住民税（地方税）に移

し替えられました。そのため、

住民税の収納率が低いと、

町の歳入は少なくなってし

まいます。つまり、これから

は町民の皆さん一人ひとり

役割を担うことになります。

国ではなく、納税者である皆

さんが自分たちの町を支えていよいよとなるのです。

『町では税収確保に向け、次のような取り組みを行っています』

【納税相談】町税等を納期

限内に納めることができ難な

方の相談を受け付けています。

【納税催告】納定期限を過ぎて

も納付がない方に対し、督

促状、催告書等の送付、電話

催告、自宅訪問、勤務先訪問

を行います。

【給与調査】滞納者の給与に

ついて、官公署、金融機関、保

険会社、通信機関等に対し

調査を行います。

差押えるするため、勤務先に

対し給与の調査を行います。

【差押処分】不動産・預貯金や

生命保険・給与のほか、自動車

などの差押えを行います。差押

後も納付されない場合、差押財

産の公売・取立を行います。

☎ (56) 9121

## 町税等の納付についてのお知らせ

町では、町民等の皆さんの利便性向上のため、平成22年4月以降課税分（当初課税分）より、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

利用できるコンビニエンスストアについては納付書に記載されていますので、ご確認ください。

### ※注意事項

●以下の納付書では、コンビニで納付できませんので、取扱金融機関等の窓口にて納付してください。

\*バーコードがない、又はバーコードが読み取れないもの

\*納期限が過ぎたもの \*金額が訂正されたもの

\*納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの

\*全期前納の納付書で前納報奨金のあるもの

▼問い合わせ先＝

税務課 納税係

☎ (56) 9121

## 軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する方は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

### ▼対象となる軽自動車①

①公益のため直接専用する軽自動車等

（社会福祉法人で上三川田から身体障がい者、デイサービス事業、障がい者ホームヘルパー派遣事業及び障がい者生活支援事業、在宅知的サービス事業並びに在宅介護支援センター運営事業等の業務委託を受け、専らその事業の用に供するもの）

②生活保護法の規定により生活扶助を受けて

いる人の所有する原動機付自転車1台に限る

③身体又は精神に障がいを有するため歩行が

困難な人が所有する軽自動車等（家族所有のものを含む）で、障がい者かその家族が運転するもの

のうち必要があると認めるもの1台に限る

④その構造が専ら身体障がい者の利用に供す

るためのものである軽自動車等

### ▼申請に必要なもの

印鑑、納税通知書、障がいの状態に関する証明書（障がい者手帳、療育手帳など）、運転免許証

（④については、印鑑、納税通知書、及びその構造が分かるもの（車検証など））

### ▼申請期限

①②…5月24日（月）まで

③④…5月31日（月）まで

### ▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎ (56) 9122

# 平成22年度より国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やけがなどの時に、安心して医療が受けられるための医療保険制度です。その財源は、加入者のみなさんが納める国民健康保険税で支えられています。

しかし、上三川町の国民健康保険は大変な財政難に直面しており、平成20年度では約1億2,400万円の赤字となりました。このため、国民健康保険の健全な財政運営を行うため、税率の改定を行います。

## ●保険税を納める方は？

保険税は、世帯主に課税されます。世帯主が被用者保険に加入している場合でも、同じ世帯に国保加入者がいれば世帯主が納めなくてはなりません。（保険税がかかるのは加入者のみです）

## ●資格はいつから発生する？

会社などをやめて他の健康保険から脱退した場合、その翌日から資格と保険税を納める義務が発生します。※届出が遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって保険税を納めなければなりませんので、注意しましょう。

【改定税率表】

	医療給付分	後期高齢者支援金等分	介護給付分
所得割	加入者ごとの（1人の所得-33万円）を合計（22年度は21年中の所得に対して） × 7.3% →7.8%	1.0% →1.8%	1.2% →1.5%
資産割	今年度の固定資産税額（土地・家屋分） × 28.0%	5.0%	5.9%
均等割	加入者の人数 × 23,000円 →28,000円	5,500円 →6,500円	6,400円 →7,500円
平等割	1世帯につき定額 23,000円 →28,000円	5,000円 →6,000円	5,400円 →6,500円

※上段は平成21年度の税率です。※資産割については改定はありません。

## ●年度途中で加入、脱退した場合は？

途中で加入した場合は、その月から月割りで保険税が計算されます。途中で脱退した場合は、その前月分まで月割りで計算され、保険税が納めすぎとなった場合は還付します。

▼問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎ 569122 保険課 国保年金係 ☎ 569134

## 人権擁護委員特設相談

○町の人権擁護委員  
中会議室  
松坂 正孝さん（下町3区）  
大橋 佳夫さん（本町）  
岡本 真子さん（鞆堂）  
小久保 美枝子さん（東汗西）  
鈴木 武夫さん（上郷一区）  
深谷 和子さん（愛宕町）  
▼問い合わせ先  
健康福祉課 福祉人権係  
☎ 569128 FAX 567493

## 心配ごとなんでも 相談のお知らせ

▼日時：毎週水曜日午前9時～正午（第5水曜日、祝日を除く）  
▼場所：上三川いきいきプラザ  
相談室  
▼内容：日常生活上生じる心配ごとなど  
▼相談員：民生児童委員・人権擁護委員・行政相談委員  
▼問い合わせ先：社会福祉協議会  
(P1419に関連記事)

「眠れない」「やる気がなくなつてばかり」としている」「話を聞いてほしい」「人間関係で悩んでいる」などこれらの悩みで困っている方はいませんか？一人で悩まず、「相談ください。カウソセラーが相談に応じます。相談は無料です。

## ここでの相談